

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年10月21日（平成28年（行情）諮問第637号）

答申日：平成28年12月1日（平成28年度（行情）答申第555号）

事件名：特定の土地家屋調査士に対する特定地方法務局長が行った処分についての文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定の土地家屋調査士に対する特定地方法務局長が行った処分についての文書原本全部」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、和歌山地方法務局長（以下「処分庁」という。）が平成28年8月8日付け総第561号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

当該不開示決定処分は、平成23年10月28日付け法務省民二第2581号裁決法務大臣平岡秀男「裁決：主文、和歌山地方法務局長が平成22年10月15日付け総第1415号を以てした不開示決定はこれを取り消す。」趣旨に反する処分である。

平成23年10月28日付け「総第1415号を以てした不開示決定」と平成28年8月10日通知した双方処分は、審査請求人が申し出た申し出書に関するいずれも調査結果についてであり、和歌山地方法務局に保有する行政文書は変わりはない。

個人情報としての取扱いか、行政文書としての取扱いかの違いで、不開示とした条数が異なるが土地家屋調査士としての「個人の権利」「競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある不開示情報云々」は同趣旨である。

唯、前回と異なる部分は、既に「不開示情報（法5条2号）」が適用外である事。

ア 申立ての趣旨

和歌山地方法務局長が行った不開示決定処分を取り消し、特定の土

地家屋調査士の廃業に至った過程を明らかにして調査士時代の責任を証明すると同時に、違法公図訂正により生じた損害を補償させる根拠となる行為を被害者に示すこと。

イ 申立ての理由

土地家屋調査士は最寄りの土地家屋調査士会に所属しなければ調査士としての活動が出来ない。

当該土地家屋調査士は、以前から国会議員特定氏名（特定役職）との不透明な関係にあり、平成13年公図訂正に関しては、不可能な公図訂正（地番の移動によって無番地に地番を移動させる手段）を財務事務所と提携して特定県の申出を処理したものである。

(ア) 無番地に地番を付ける違法な地籍測量は、昭和41年代特定県土木事務所で無番地通過県道敷きに財務事務所に手続をせず（払下手続を飛ばし）工事していたものを不動産登記法違反行為により上記の不可能な公図訂正を処理したものである。

(イ) 法務局登記官は「国」であり、登記官の判断は誰からも支配されることがあってはならない。しかし元登記官の特定氏名は「特定県からの公図訂正申し出書は虚偽申請書であって、局長に却下又は中止を報告した。」「しかし、局長は、職務命令で処理を指示したので、局長の違法行為である。」と責任を転嫁した。

(ウ) 公図訂正では処理できない「公図に誤りの無い場合」に対し国会議員特定氏名秘書が度重なる陳情攻勢を掛け公図訂正に同意できない財務事務所の方針を「同意できない場合は公図訂正することに異議がない旨文書交付することで処理する」という法務局の方針を財務事務所は実行し、特定県知事に交付した近畿財務局特定財務事務所長は、「異議無し文」を特定県知事に交付し、特定県は「異議無し文」を添付して法務局に公図訂正申出をしたが、この行為の裏付けとして、

○和財管第特定A号調書、4. 今回の処理方針を定める理由中：平成10年10月21日付け事前相談

平成11年2月9日には、衆議院議員特定氏名の秘書から陳情（中味は圧力《管財事務処理カード12年1月13日「筆界確認」→12年4月14日》公図訂正要に急変）を受けている。

○和財管特定B号調書、4. 検討内容本文公図訂正同意申請は、そもそも特定番号所有者が県道から所有地までの取付道路（注 この道路位置は特定地名Aと特定地名B又は特定地名Cとの境界線であり、勝手に境界を変えることは出来ない）整備すべく調査を開始した事が発端。

この時点で国会議員の不当介入があった。

不当介入は法務局にもあり，登記官が直接不当介入を容認し，何らかの見かえりを受けたか。

国会議員は，単なる登記官にこそこそせず，堂々と局長に指示している可能性を示唆した記載がある。

○担当登記官の特定氏名は，録音の立上げで，この申出書は，虚偽であり，公図訂正は出来ない旨法務局長に基準第44，付録第14号様式による「虚偽申請についての報告書」を提出した。しかし，局長は職務命令で実行させ，実地調査もせず，付録13号様式による実地調査済み印判を第1葉に押している。

○又，調書特定B号：処理方針時公図訂正案以降新たに表示された特定番号先里道の是非についての記載中現況里道状のものがあつたことは，地権者等の指示に従って表示したもの。

後ほど里道が出来ることは明治6年地租改正時に転写されたことから理論上あり得ない。→公図訂正には同意できない。→同意できないが関係当局として公図訂正には異議がない旨の回答する。

○しかも「行政の立場を問われる」「法務局は，同意できない場合は異議が無い回答をくれ」といっているから財務事務所は，払下手続を経ず，民間に払い下げと同じ効果を与えた。（違法行為）

このように，違法な公図訂正を後押しする法務局に協力する形で為した無番地違法横流し（根拠もなく払下と同じ効果をさせた罪）として支援していた事実が発覚した。（財務事務所管財処理カード外参照）

- (エ) 平成23年10月28日付け裁決主文の「取り消す理由」中，「審査請求人は，数億円の財産上の損害を被っているから，本件対象保有個人情報，法14条3号イに該当するかどうかは情実や差別により判断されるべきではなく，個人情報は同号ただし書きの人の財産を保護するため開示することは必要であると認められる情報に該当し開示すべき情報である。」という審査請求人の請求理由を法務省民事局民事第二課は認め，事実が開示されたとしても，この事自体が事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある（法14条3項3号イ）ということ出来ない。

(2) 意見書

平成28年（行情）諮問第637号及び同第646号で諮問の和歌山地方法務局長の不開示決定処分は約5年前の不開示決定処分を取り消した「土地家屋調査士個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある云々」を繰り返したものである。

事件の経緯

前回，審査請求申立ての趣旨及び理由

当該不開示決定処分は、平成23年10月28日付け法務省民二第2581号裁決法務大臣平岡秀男「裁決：主文、和歌山地方法務局長が平成22年10月15日付け総第1415号を以てした不開示決定はこれを取り消す。」の趣旨に反する今回の処分である。

平成23年10月28日付け「総第1415号を以てした不開示決定」と平成28年8月10日通知した双方処分は、審査請求人本人が申し出た申し出書に関するいずれも調査結果についてであり、和歌山地方法務局に保有する行政文書は変わりはない。

個人情報としての取扱いか、行政文書としての取扱いかの違いで、不開示とした条数が異なるが土地家屋調査士としての「個人の権利」、「競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある不開示情報云々」は同趣旨である事。

唯、前回と異なる部分は、既に「不開示情報（法5条2号）」が適用外である事。

ア 今回の申立ての趣旨

和歌山地方法務局長が行った不開示決定処分を取り消し、特定の土地家屋調査士の廃業に至った過程を明らかにして調査士時代の責任を証明すると同時に、違法公図訂正により生じた損害を補償させる根拠となる行為を被害者に示すこと。

イ 今回の申立ての理由

今回は前回と異なり、土地家屋調査士は最寄りの土地家屋調査士会から脱退する無所属であり、調査士としての活動が出来ない非土地家屋調査士となっており、以前から国会議員特定氏名（特定役職）との不透明な関係にあった。

平成13年公図訂正に関しては、不可能な公図訂正（地番の移動によって無番地に地番を移動させる手段）を財務事務所と提携して特定県の申出を処理したものである。

○和財管第特定A号調書，4．今回の処理方針を定める理由中：平成10年10月21日付け事前相談

平成11年2月9日には、衆議院議員特定氏名の秘書から陳情（中味は圧力《管財事務処理カード12年1月13日「筆界確認」→12年4月14日》公図訂正要に急変）を受けている。

○和財管特定B号調書，4．検討内容本文公図訂正同意申請は、そもそも特定番号所有者が県道から所有地までの取付道路（注この道路位置は特定地名Aと特定地名B又は特定地名Cとの境界線であり、勝手に境界を変えることは出来ない）整備すべく調査を開始した事が発端。

この時点で国会議員の不当介入があった。

不当介入は法務局にもあり，登記官が直接不当介入を容認し，何らかの見かえりを受けたか。

国会議員は，単なる登記官にこそせず，堂々と局長に指示している可能性を示唆した記載がある。

○担当登記官の特定氏名は，録音の立上げで，この申出書は，虚偽であり，公図訂正は出来ない旨法務局長に基準第44，付録第14号様式による「虚偽申請についての報告書」を提出した。しかし，局長は職務命令で実行させ，実地調査もせず，付録13号様式による実地調査済み印判を第1葉に押している。

○又，調書特定B号：処理方針時公図訂正案以降新たに表示された特定番号先里道の是非についての記載中現況里道状のものがあつたことは，地権者等の指示に従って表示したもの。

後ほど里道が出来ることは明治6年地租改正時に転写されたことから理論上あり得ない。→公図訂正には同意できない。→同意できないが関係当局として公図訂正には異議がない旨の回答する。

○しかも「行政の立場を問われる」「法務局は，同意できない場合は異議が無い回答をくれ」といっているから財務事務所は，払下手続きを経ず，民間に払下と同じ効果を与えた。（違法行為）

このように，違法な公図訂正を後押しする法務局に協力する形で為した無番地違法横流し（根拠もなく払下と同じ効果をさせた罪）として支援していた事実が発覚した。（財務事務所管財処理カード外参照）

平成23年10月28日付裁決主文の「取り消す理由」中，「審査請求人は，数億円の財産上の損害を被っているから，本件対象保有個人情報，法14条3号イに該当するかどうかは情実や差別により判断されるべきではなく，個人情報は同号ただし書きの人の財産を保護するため開示することは必要であると認められる情報に該当し開示すべき情報である。」という審査請求人の請求理由を法務省民事局民事第二課は認め，事実が開示されたとしても，この事自体が事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある（法14条3項3号イ）ということ出来ない。

以上のことから「原処分の妥当性」に記載する（2）事業を営む個人の権利以下法8条は，全部開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る開示請求の対象とされた行政文書及び原処分

本件開示請求の対象とされた行政文書は，「特定の土地家屋調査士に対する特定地方法務局長が行った処分についての文書原本全部（本件対象文書）」であるところ，和歌山地方法務局長は，本件対象文書の存否を

応答せず、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね、次のとおりであると考えられる。

平成23年10月28日付け法務省民二第2581号で法務大臣がした裁決では、「審査請求人は、数億円の財産上の損害を被っているから、本件対象保有個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）14条3号ただし書の人の財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報に該当し、開示すべき情報である。」との審査請求人の審査請求理由を認め、平成22年10月15日付け総第1415号で和歌山地方法務局長がした不開示決定を取り消した。

当該裁決の対象となった保有個人情報と本件不開示決定に係る行政文書は、和歌山地方法務局が保有する行政文書であることに変わりがないところ、当該裁決に係る開示請求と本件不開示決定に係る開示請求は、保有個人情報としての取扱い、行政文書としての取扱いの違いであり、不開示とした法条は異なるが、土地家屋調査士としての「個人の権利」、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある不開示情報云々」は同趣旨であり、本件不開示決定処分は、当該裁決の趣旨に反する処分である。

3 原処分の妥当性

(1) 審査請求人は、上記2の理由により、本件不開示決定は取り消されるべきであると主張するので、以下検討する。

(2) 特定の土地家屋調査士について懲戒処分の申立てがされたという情報は、事業を営む個人である当該土地家屋調査士の当該事業に関する情報であって、当該土地家屋調査士にとっては、その信用に大きく関わる情報である。このような情報を公にすることとなれば、当該特定の土地家屋調査士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかとのおそれや憶測を呼び、その信用に悪影響を及ぼし、事業活動に支障を来すなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件対象文書には、法5条2号イの不開示情報が記載されているといえることができる。

そして、本件対象文書は、その存否を答えることにより、特定の土地家屋調査士について懲戒処分の申立てがされた事実の有無を明らかにすることになるから、上記不開示情報が開示されるのと同様の効果が生ずることになる（法8条）。

4 結論

以上のことから、本件開示請求について、法8条の規定により本件対象

文書の存否を応答せず不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定の土地家屋調査士に対する特定地方法務局長が行った処分についての文書原本全部」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、特定土地家屋調査士に対して懲戒処分の申立てがされた事実の有無という事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある不開示情報（法5条2号イ）が開示されるのと同様の効果が生じることとなるとして、本件開示請求について、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを主張するが、諮問庁は原処分が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

本件開示請求は、特定土地家屋調査士を特定した上で、特定土地家屋調査士の懲戒処分に係る行政文書全部の開示を求めるものであるから、本件対象文書が存在するか否かを答えることは、当該特定土地家屋調査士について懲戒処分の申立てがされたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなると認められる。

本件存否情報が明らかにされた場合、当該特定土地家屋調査士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかと憶測を呼び、信用に悪影響を及ぼし、ひいては当該特定土地家屋調査士の事業活動に支障を来すなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史